

# 条例の対象施設のポイント

## ■ 敷地内禁煙 | 屋外に喫煙場所設置可

■ 学校・医療機関・児童福祉施設・行政機関・バス・タクシー・航空機 等

※ただし、**幼稚園、保育所、小・中・高校**は屋外にも喫煙場所の設置を**不可**とします。

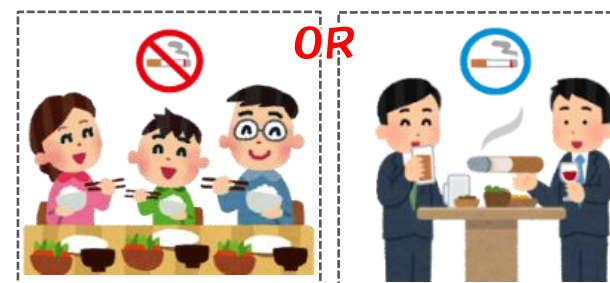


## ■ 屋内禁煙 | 禁煙または喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置

■ 多数の者が利用する施設等  
老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道、従業員の**いる**飲食店



※従業員の**いない**飲食店は、事業者が屋内禁煙か喫煙を選択します。



# 施設類型（概要）

施設の類型		都条例
第一種施設他	保育所、幼稚園 小学校、中学校、高等学校 等	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)
	大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
	医療機関	
	児童福祉施設（上記保育所等除く）	
	行政機関の庁舎	
バス、タクシー、航空機		
第二種施設他	上記以外の多数の者が利用する施設等 例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
	飲食店	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。(＝都指定特定飲食提供施設)

# 施設類型（詳細）

## ■ 特定施設：第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設

<p><b>第一種施設</b></p>	<p>イ) 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設（口に掲げるものを除く。）          ロ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等          ハ) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）</p>
<p><b>第二種施設</b></p>	<p>第一種施設・喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設全て</p>
<p><b>都指定特定飲食提供施設 （附則第三条）</b></p>	<p>第二種施設のうち、従業員（労働基準法第九条に規定する労働者（賃金を支払われている者））を使用しない飲食店・喫茶店等をいう（※）          ※同居親族等を除く</p>
<p><b>喫煙目的施設</b></p>	<p>a) 屋内公衆喫煙所          b) 喫煙を主目的とするバー、スナック等          ※たばこの対面販売（出張販売を含む）をしており、設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うものであること          c) 店内で喫煙可能なたばこ販売店          ※たばこ又は喫煙器具の販売をしており（たばこについては対面販売に限る）、設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと</p>

## ■ 特定屋外喫煙場所：第一種施設の屋外の場所の一部のうち、管理権原者によって区画され、規則で定める受動喫煙防止のための必要な措置（※）が取られた屋外の場所

※特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するための必要な措置【施行規則第五条】

- ①喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ②第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること